

仙台市感染症予防計画（中間案）素案からの主な修正点

令和5年度第1回仙台市感染症対策協議会でお示しした、標記計画（中間案）素案からの主な修正点は、以下のとおりである。

※（ ）内の数字は、資料4の該当ページ

第3章 感染症対策

第4 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上（P.21）

検査の実施能力に係る数値目標について、下記のとおり目標値を精査し、計画中間案において修正した。

【数値目標】

- ① 仙台市衛生研究所の検査の実施能力
- | | | |
|----------|----------------|--------------|
| 〔流行初期〕 | <u>77</u> 件/日 | （修正前：44件/日） |
| 〔流行初期以降〕 | <u>236</u> 件/日 | （修正前：240件/日） |

※ ② 仙台市衛生研究所の検査機器の数については、修正なし

第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備（P.24）

計画中間案に係るパブリックコメントにおいて、「2 具体的な方策」の(1)で想定される委託先として歯科医師会が含まれていたが、「3 関係各機関及び関係団体との連携」の(3)には含まれていない旨のご意見をいただき、連携先となる関係団体としても記載が必要であることから、計画最終案において修正した。

第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項（P.28）

保健所体制の確保に係る数値目標について、検討中とさせていただいていたが、国が示す考え方にに基づき、従前の新型コロナへの対応を念頭に、本市における「第6波」のピーク時の職員数等を踏まえ、下記のとおり目標値を設定し、計画中間案において追記した。

【数値目標】

- ・ 流行開始から1ヶ月において想定される業務量に対応する人員確保数 540人/日
- ・ 即応可能なIHEAT要員の確保数 10人

※ この他、計画中間案に係るパブリックコメントでの意見等を踏まえ、計画最終案において、表の体裁をより分かりやすい表記に見直すなどの修正を行った。